

第 1 編 総 則

第 1 編 総則

第 1 編 総 則

第 1 節 計画の策定

第 1 計画の概要

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（以下、「災対法」という）第 42 条及び北本市防災会議条例第 2 条の規定に基づき、北本市防災会議が作成する計画であり、北本市の地域に係る防災に関し、市及び関係機関が災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興に至る一連の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。

本計画は、本市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。

本計画は、災害救助法に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 30 条の規定に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法に基づき、本市が定める水防計画等の防災に関する各種の計画を包含する総合的な計画である。

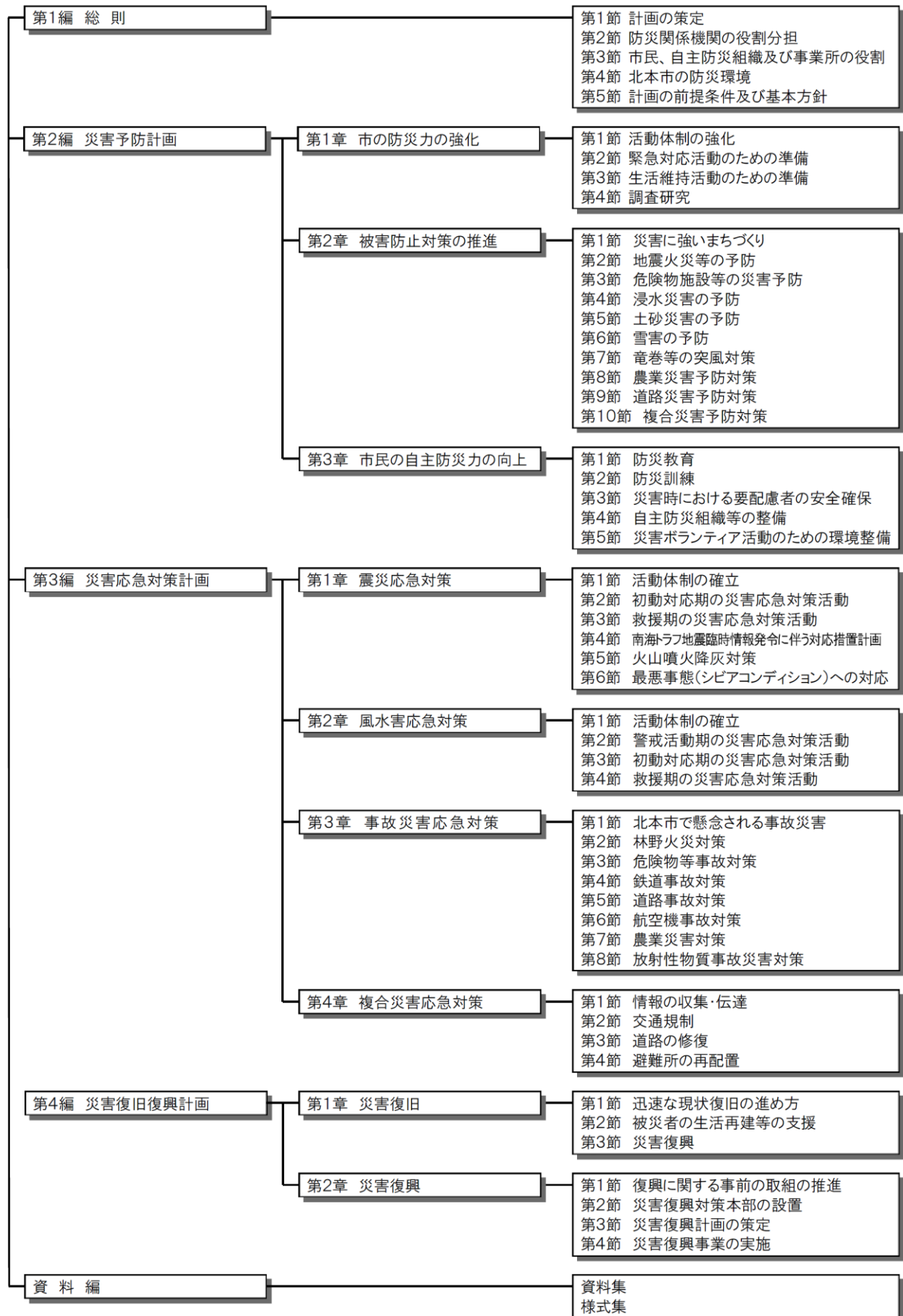
3 計画の構成

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は以下に示すとおりである。

第1編 総則

第1節 計画の策定

■北本市地域防災計画の構成（案）

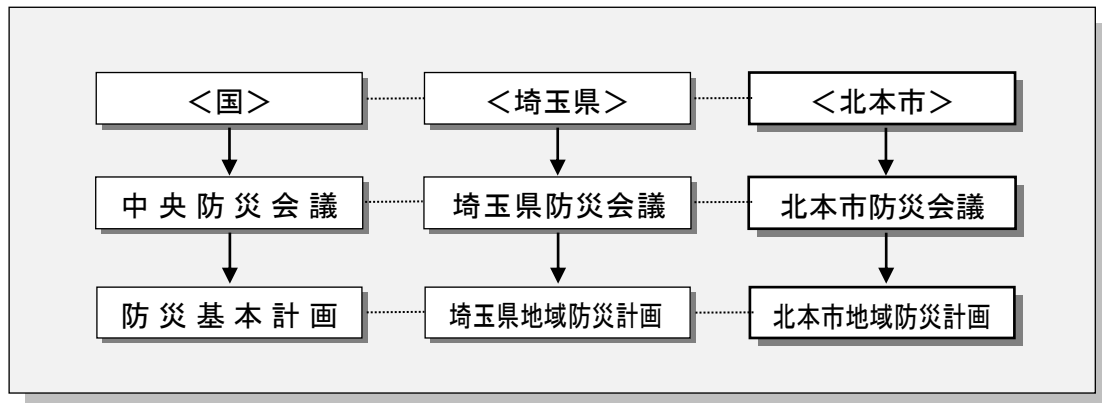


4 計画の運用等

(1) 他計画との関係

本計画は、本市の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

■国、県及び市の防災会議及び防災計画の関係



(2) 計画の効果的な推進

市は、地域防災計画を効果的に推進するため、上位計画である埼玉県地域防災計画を参考に、以下の事項に配慮するものとする。

ア 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

イ 男女共同参画をはじめとした多様な視点

市は男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性、性的マイノリティ（LGBTQ）など多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

ウ 広域的な視点

本市に隣接する市町との防災上の連携はもとより、都道府県にまたがる大規模災害に対しては、本市と離れている市町村との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

エ 人的ネットワークの強化

市及び県、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

第1編 総則

第1節 計画の策定

オ デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（S I P 4 D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

カ 計画の効果的推進に向けた取組

市は、本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底➤ 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証➤ 点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映 |
|--|

市は、地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

また、市は、平時から災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めたシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係機関が一層協力できる体制を構築する。

（３）計画の修正

市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化及び関連法令の改正並びに埼玉県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正する。

（４）計画の習熟、周知徹底

本市及び防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させ、特に必要と認める事項については広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第2 北本市総合振興計画との関係

1 北本市総合振興計画の概要

市では、昭和53年度に北本市総合振興計画を策定して以来、4次にわたって総合振興計画を策定しており、最新の計画としては、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間を計画期間とした第五次総合振興計画を策定している。

■計画の構成と期間

		期間（年度）											
		平 成				令 和							
		28	29	30	31	元	2	3	4	5	6	7	
基本構想	総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるものです。 計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。												
基本計画	基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。 計画期間は、前期基本計画は平成28年度から令和3年度までの6年間、後期基本計画は令和4年度から令和7年度までの4年間とします。												
実施計画	基本計画に示した施策・基本事業を実現するための主要事業について財政状況を踏まえて提示する計画です。 実施計画は、毎年度、向こう3年間を計画期間として、別途策定します。												

このなかで、市はまちづくりの基本理念を「市民との協働による持続可能なまちづくり」と定めている。また、市の将来都市像を、これまでの将来都市像を継承しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、「緑にかこまれた健康な文化都市～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」と定めており、実現のための政策の大綱を次のように策定している。

■政策の大綱

- 政策1 子どもの成長を支えるまち
- 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち
- 政策3 みんなが参加し育てるまち
- 政策4 快適で安心・安全なまち
- 政策5 活力あふれるまち
- 政策6 健全で開かれたまち
- 政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

第1編 総則

第1節 計画の策定

2 北本市総合振興計画における防災施策

本市総合振興計画における防災施策は、政策4「快適で安心・安全なまち」の4－6「消防・防災の充実」において策定されている。

「消防・防災の充実」における施策を取り巻く環境変化と課題及び消防・防災に関する基本事業の構成は、次のとおり定められている。

■施策を取り巻く環境変化と課題

- 東日本大震災の発生以降も、全国各地において大規模地震や大型台風、集中豪雨等の自然災害による甚大な被害が発生しています。こうした度重なる被害等により、防災に対する意識の高まりや自助・共助の重要性について再認識されています。
- 防災や災害発生に関する情報が市民に適切に届く仕組みとして、ICTやIoT等の技術の活用が求められています。
- 本市は、災害リスクの低い土地ですが、災害時において地域や個人が災害に対応できるよう、地域の防災力向上が求められます。
- 北本市地域防災計画に基づき、災害応急対策や災害復旧復興に至る一連の災害対策について、準備を進めてきました。
- 国土強靱化の取組として、大規模な災害等が発生しても、行政や地域社会、地域経済が機能不全に陥らずに、維持することのできる対策を推進していくことが求められています。

■消防・防災に関する基本事業の構成（後期基本計画）

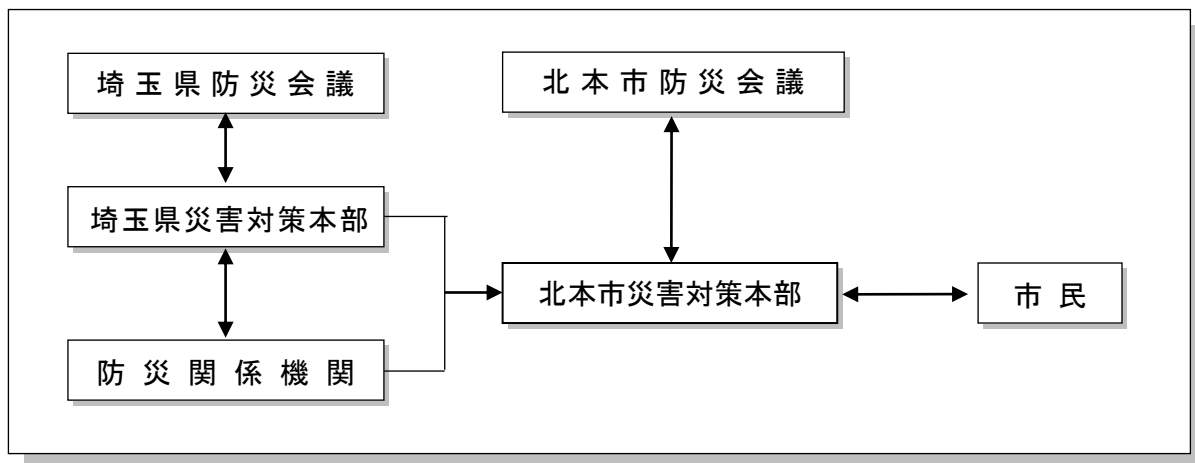
事業	指標名	区分	現状値	目標値
4-6-1 防災減災意識の高揚 ・防災・減災の意識が高まり、災害時に行動できます。 【主な取組】ハザードマップの周知、防災訓練の実施、自主防災活動の促進	防災対策の平均準備項目数 （地震に関する5項目）	成果	1.72 項目	3 項目
4-6-2 災害時の支援体制の充実 ・防災に関する情報が市民に届く仕組みが機能しています。 ・災害時の支援体制が整っています。 【主な取組】福祉避難所の充実、備蓄品の充実、企業との災害時相互協力、ボランティア受入体制の整備、避難所における感染症対策	北本市からの防災通知の登録件数	成果	20,961 件	30,000 件
	防災に関する協定件数	成果	61 件	55 件
	主要備蓄用品（3品目水・食料・毛布）の備蓄率	成果	54.0%	90.0%
4-6-3 地域防災力の向上 ・災害時に地域や個人で対応できる防災力が向上しています。 【主な取組】自主防災組織の設立支援、地区防災訓練の実施支援、自主防災組織リーダー・ボランティアコーディネーターの育成	自主防災組織の組織率	成果比較	72.9%	92.0%
	防災訓練に参加した市民の割合	成果	17.6%	10.1%
4-6-4 強靱な地域社会の構築 【重点】 ・災害時でも地域社会が機能しています。 【主な取組】北本市国土強靱化地域計画の推進	北本市国土強靱化地域計画に掲げるKPI達成率	成果	81.4%	87%
4-6-5 消防力の向上 ・消防活動が迅速に行われています。 【主な取組】消防水利施設の整備、消防団活動の支援、消防団施設・設備の維持管理	消防水利基準達成率	成果	57.8%	58.6%
	消防団員定数充足率	成果	96.3%	100%

第2節 防災関係機関の役割分担

第1 地域防災組織

1 北本市の地域防災組織

本市に係る地域防災組織は次のとおりである。



2 北本市防災会議

北本市防災会議は、災対法第16条及び北本市防災会議条例、北本市防災会議規則に基づき設置され、任務及び組織については、次のとおりである。

(1) 任 務

- ア 北本市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(2) 組 織

- ア 防災会議は、市長を会長とし、防災関係機関の長又は職のうちから任命された委員等をもって組織する。
- イ 防災会議の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。
- ウ 市長により任命された防災会議委員の構成は、資料編に記載する。

☞【資料 1.1】『北本市防災会議条例』参照

☞【資料 1.2】『北本市防災会議規則』参照

☞【資料 3.2】『北本市防災会議委員名簿』参照

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 市

本市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災対法第5条第1項)

名称	業務の大綱
北本市	《災害予防》 (1) 防災に関する組織の整備に関する事 (2) 防災に関する訓練の実施に関する事 (3) 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事 (4) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関する事 (5) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関する事 (6) 広域一時滞在等に関する協定の締結に関する事 (7) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関する事 (8) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事 《災害応急対策》 (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事 (2) 警報の伝達及び避難指示に関する事 (3) 消防、水防その他応急措置に関する事 (4) 知事から委任された災害救助法に基づく被災者の救難、救助その他保護に関する事 (5) 広域一時滞在等に関する事 (6) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事 (7) 施設及び設備の応急の復旧に関する事 (8) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事 (9) 緊急輸送の確保に関する事 (10) 飲料水の供給活動の実施に関する事 (11) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関する事 (12) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関する事 《災害復旧》 (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関する事 (2) 被災者に対する相談及び援護に関する事

2 消防機関

名称	業 務 の 大 綱
埼玉県央広域事務組合 埼玉県央広域消防本部 北本市消防団	(1) 消防施設、消防本部体制の整備に関する事 (2) 救助及び救援施設、体制の整備に関する事 (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事 (4) 消防知識の啓発、普及に関する事 (5) 火災発生時の消火活動に関する事 (6) 水防活動の協力に関する事 (7) 被災者の救助、救援に関する事 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事

3 県及び県の機関

埼玉県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(災対法第 4 条第 1 項)

名称	業 務 の 大 綱
埼玉県	≪災害予防≫ (1) 防災に関する組織の整備に関する事 (2) 防災に関する訓練の実施に関する事 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備・点検に関する事 (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関する事 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事 ≪災害応急対策≫ (1) 警報の発令・伝達および避難に関する事 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事 (8) 緊急輸送の確保に関する事 (9) 全各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関する事 ≪災害復旧≫ (1) 被災施設の復旧に併せ再度災害発生を防止するための施設の設置及び改良に関する事 (2) 被災者の生活再建に関する事
県央地域振興センター	(1) 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係との連絡調整に関する事 (2) 市町村及び地域機関の被害情報の収集及び把握並びに報告に関する事 (3) 管内市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 (4) 災害現地調査及び災害対策現地報告に関する事

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

名称	業 務 の 大 綱
	(5) 市町村災害対策活動の支援に関すること (6) 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係の支援に関すること
鴻巣保健所	(1) 医療品、衛生材料等の調達の支援に関すること (2) 各種消毒に関すること (3) 飲料水の水質検査に関すること (4) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動の指導並びにその他の保健衛生措置に関すること (5) 被災者の医療及び助産その他の保健衛生の指導に関すること (6) 動物愛護に関すること
さいたま農林振興センター	(1) 農作物、家畜、農地及び農業用施設の被害状況の調査に関すること (2) 農業災害融資に関すること (3) 主要農産物の種子及び苗の確保に係る連絡調整に関すること (4) 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること (5) 土地改良施設の災害応急対策に係る指導に関すること
北本県土整備事務所	(1) 降水量、水位等の観測通報に関すること (2) 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること (3) 管内水防管理団体との連絡指導に関すること (4) 河川、道路、橋梁等の被害状況の調査及び応急修理に関すること (5) 県道の破損・決壊による通行の禁止又は制限に関すること
南部教育事務所	(1) 教育関係の被害状況の調査に関すること (2) 公・私立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること (3) 応急教育実施の予定場所の指導に関すること (4) 教育実施者の確保に関すること (5) 応急教育の方法及び指導に関すること (6) 教科書及び教材等の配給に関すること (7) 指定文化財の保護に関すること (8) 被害地学校の保健指導に関すること (9) 被害地学校の給食指導に関すること
鴻巣警察署	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること (2) 警告及び避難誘導に関すること (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること (4) 交通の秩序の維持に関すること (5) 犯罪の予防検挙に関すること (6) 行方不明者の捜索及び検視（見分）に関すること (7) 漂流物等の処理に関すること (8) その他治安維持に必要な措置に関すること

4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

（災対法第3条第1項）

第1編 総則
第2節 防災関係機関の役割分担

名称	業 務 の 大 綱
農林水産省 関東農政局	《災害予防対策》 (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること 《応急対策》 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6) 応急用食料・物資の支援に関すること (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防災対策に関すること (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること (9) 関係職員の派遣に関すること 《復旧対策》 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
埼玉労働局 さいたま労働基準監督署	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること (2) 職業の安定に関すること
国土交通省 関東地方整備局 (大宮国道事務所) (荒川上流河川事務所)	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 《災害予防》 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 《災害応急対策》 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

名称	業務の大綱
	(3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 ≪災害復旧・復興≫ (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置
関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援 (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

5 自衛隊

名称	業務の大綱
陸上自衛隊 第1師団 第32普通科連隊	≪災害派遣の準備≫ (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施 ≪災害派遣の実施≫ (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災対法第 6 条第 1 項）

■指定公共機関

名称	業務の大綱
日本郵便(株) (北本郵便局)	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ	(1) 電気通信設備の整備に関すること (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI(株)	(1) 重要通信の確保に関すること (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	(1) 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと (2) 災害により線路が不通となった場合 ア 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと イ 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をする (3) 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと (4) 死傷者の救護及び処置を行うこと (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと
日本通運(株) (埼玉支店)	(1) 災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること
東京電力パワーグリッド(株) 埼玉総支社	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本放送協会 さいたま放送局	(1) 住民に対する防災知識の普及に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること

第1編 総則

第2節 防災関係機関の役割分担

■指定地方公共機関

名称	業 務 の 大 綱
(一社)埼玉県医師会 (一社)〃 歯科医師会 (公社)〃 看護協会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(一社)埼玉県トラック協会	(1) 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県バス協会	(1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
(一社)埼玉県L P ガス協会	(1) L P ガス供給施設の安全保安に関すること (2) ガスの供給の確保に関すること (3) カセットボンベを含むL P ガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること (4) 自主防災組織等がL P ガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること
(株)エナジー宇宙	(1) ガス供給施設（製造施設を含む。）の建設及び安全保安に関すること (2) ガスの供給の確保に関すること
(株)テレビ埼玉	(1) 防災知識の普及啓発に関すること (2) 応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
(株) エフエムナック ファイブ	(1) 防災知識の普及啓発に関すること (2) 応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること

7 一部事務組合

本市が関係する一部事務組合の災害時における役割は、以下のとおりである。

名称	業 務 の 大 綱
桶川北本水道企業団	(1) 災害時における飲料水の供給活動に関すること (2) 災害時における水道施設の応急対策及び復旧活動に関すること
北本地区衛生組合	(1) 災害時におけるし尿処理に関すること (2) 施設の防御及び復旧に関すること
埼玉中部環境保全組合	(1) 災害時におけるごみの処理に関すること (2) 施設の防御及び復旧に関すること

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

■公共的団体等の協力業務の例

- 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- 災害時における広報等に協力すること
- 出火の防止及び初期消火に協力すること
- 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- 被災者の救助業務に協力すること
- 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- 被害状況の調査に協力すること

名称	業務の大綱
桶川北本伊奈地区医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること
さいたま農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること (5) 農作物の需給調整に関すること
北本市商工会	(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせんの協力に関すること (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること (3) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
生活協同組合	(1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること (2) 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること
北本市総合建設業協会	(1) 市が実施する災害応急対策及び復旧対策等の協力に関すること (2) 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること (3) 災害時における応急仮設住宅建設についての協力、あっせんに関すること (4) 災害時における住宅応急修理についての協力に関すること
北本市社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援に関すること。 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること (3) 災害時におけるボランティアセンターの設置及び運営に関すること
病院等経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること (2) 災害時における病院等の収容、保護に関すること (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設経営者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること (2) 災害時における収容者の保護に関すること
学校法人	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること (2) 被災時における教育対策に関すること (3) 被災施設の災害復旧に関すること
婦人会等社会教育団体	(1) 市が実施する応急対策についての協力に関すること

☞【資料 3.1】『防災関係機関連絡先一覧』参照

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）及び平成28年（2016年）熊本地震をはじめとする大規模災害で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、市民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自助（自らの安全は自らが守る）」、「共助（共に協力しあい地域を守る）」の考え方のもと、すべての災害に対処することが重要であるということである。

市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、近隣住民と協力して自主的にすべての災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等についても、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない（災対法第7条：住民等の責務）。

《参考》

◆「自助」「共助」及び「公助」について

災害は社会全体に影響する事象であるため、防災対策・災害対応においては、その影響を受ける「個人／地域／行政」のそれぞれの役割を明確にし、お互いに補完し合う必要があります。特に、大規模災害の場合、「行政が何とかしてくれるはず」と期待しがちですが、これまでの大規模災害の教訓が示すように、行政による災害対応には限界があります。

そのため、防災対策・災害対応においては、「個人（自助）／地域（共助）／行政（公助）」の役割分担が重要です。

第 1 市民の果たす役割（自助）

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。市は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

1 役 割

（１）平常時の役割

- 防災に関する学習
- 地域環境の災害特性の理解と認識
- 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
- 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低３日間（推奨１週間）分を目標）
- 自動車へのこまめな満タン給油
- 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル１７１など）
- 自主防災組織への参加
- 県や市町村、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加
- 近隣の要配慮者への配慮
- 住宅の耐震化
- 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え
- 家庭や地域での防災総点検の実施
- 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

（１）発災時の役割

- 正確な情報の把握及び伝達
- 確実な出火防止措置及び初期消火の実施
- 適切な避難の実施
- 自主防災組織等の組織的な応急復旧活動への参加と協力

2 市民へ向けた市の具体的な取組

（１）市民向けの普及・啓発

○ 普及・啓発パンフレット等の作成配布

市は、防災知識の普及・啓発を図るため、広く市民に向けた防災に関するパンフレット等を作成、配布する。

○ 防災教育用設備、教材の整備

第1編 総則

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

市は防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備する。

○ 講演会・研修会・出前講座の実施

防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。

また、男女共同参画の視点からの防災対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。

○ マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて広く市民に対して防災意識の高揚を図る。

○ 広報紙等の活用

市が発行する広報紙等に、防災に関する情報を掲載する。

○ 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方気象台及び県、市は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅や商業施設などの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する、 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

○ 高齢者等に対する適切な避難行動に関する理解促進

市の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員 等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

（2）自助の強化

○ 実践的な訓練の導入

市は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練（D I G（※1））や避難所開設・運営訓練

(HUG (※2)) を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

※1 DIG (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※2 HUG (Hinanzyo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

○ 防災意識の向上

市民は、市、県その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

○ 家庭内の三つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。

- 1 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- 2 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- 3 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」（ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。）を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

また、マンション居住者は、エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄を行う。

市及び県は、三つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

○ 防災総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、市民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
家庭	・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話し合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認

第1編 総則

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

第2 自主防災組織の果たす役割（共助）

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、市民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。

このため、市は、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

1 役 割

（1）平常時の役割

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの形成・浸透
- 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発（例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布）
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 防災用資機材の購入・管理等
 - 資機材の例 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器）
 - 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり）
 - 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）
- 地域の把握（例 危険箇所の把握、要配慮者）

（2）発災時の役割

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達の実施
- 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意）
- 避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

2 自主防災組織へ向けた市の具体的な取組

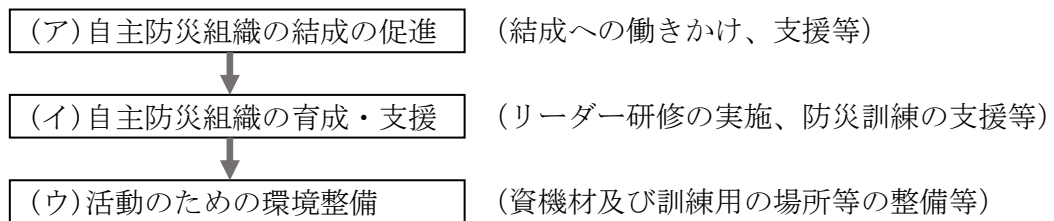
（1）自主防災組織等の組織化の推進

自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成に当たっては、以下の点に留意するとともに、各市町村の地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織編成を行う。

- ・既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする必要がある。（特に、都市部においてはマンション居住者による自治会等への参加が必要不可欠である。）
- ・昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

(2) 活動の充実・強化

市は、以下に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。



(3) 自助の強化

○ 防災総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、市民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
自主防災組織	・ 地域の危険性の把握 ・ 高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・ 地域住民への連絡系統の確認 ・ 防災備蓄の点検(防災資機材、備蓄品) ・ 消防水利や施設の点検・確認 ・ 危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検

第1編 総則

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

第3 事業所の果たす役割

市内で活動する事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

1 役割

（1）平常時の役割

- 防災責任者の育成
- 建築物の耐震化等による安全性の確保
- 建築物の風水害対策
- 施設、設備の安全管理
- 防災訓練等の実施
- 従業員に対する防災知識の普及
- 自衛消防隊及び自衛水防組織の結成
- 防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導、帰宅困難者対策等）や浸水防止計画の作成
- 地域防災活動への参加、協力
- 企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討、協力体制の確立（避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援など）
- 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 広告、外装材等の落下防止
- 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定

《参考》

◆「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成14年3月29日公布）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、地震に備え、その事業所の従業員その他その事業所に存する者の安全を確保するため、当該事業所の施設及び設備の耐震性を確保するとともに、当該事業所における初期消火、救助、避難誘導等の体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、地震に備え、その事業所の周辺地域における被害を軽減するため、当該周辺地域の住民等と連携し、及び協力するとともに、その事業活動に当たっては、社会的責任を自覚し、震災の予防に寄与するよう努めなければならない。

《参考》

◆「水防法」の改正（平成25年6月21日法律第54号）

大規模工場等（※）に対して、以下の努力義務が定められた。

- 浸水防止計画の作成
- 自衛水防組織による浸水防止対策の実施等
- 訓練の実施

※ 大規模工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの。

（2）発災時の役割

- 正確な情報の把握及び伝達
- 出火防止措置、初期消火の実施
- 従業員、利用者等の適切な避難の実施
- 応急救助・救護
- 自主防災組織等の組織的な応急復旧活動への参加と協力
- 帰宅困難な従業員への支援
- 重要業務の継続及びそのために必要な措置

2 事業者へ向けた市の具体的な取組

（1）企業等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

市及び県は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

（2）企業等における防災体制の充実

市は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係

第1編 総則

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(3) 危険物等関連施設の防災対策

市（一部の高圧ガス等は県）は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(4) 自助の強化

○ 防災総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、市、市民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
事業所	・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物等関連施設の安全点検

第4節 北本市の防災環境

第1 災害履歴

1 地震災害

(1) 埼玉県

埼玉県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さの場所で発生する地震がある。

相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、1923年の関東地震（M7.9）があり、県内のほぼ全域で震度5～6の揺れとなり、死者・行方不明者343名などの被害が生じた。

陸域の浅い場所で発生した被害地震としては、1931年の西埼玉地震（M6.9）がよく知られている。この地震により、県内の広い範囲で震度5程度の揺れとなり、本市を含む県中部・北部の荒川・利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に死者11名などの被害が生じた。この地震は、関東平野北西縁断層帯（深谷断層帯・綾瀬川断層）で発生した可能性が指摘されているが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震（断層帯で周期的に発生する、その断層帯における最大規模の地震）ではないと考えられている。

また、遺跡調査などによると、818年の関東諸国の地震（M7.5以上）による可能性がある地割れや噴砂が、埼玉県や群馬県の遺跡で見出されている。なお、818年の地震は関東平野北西縁断層帯で発生した可能性があるが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震ではないと考えられている。また、1649年の武蔵・下野の地震（M7.0±1/4）は立川断層帯で発生した可能性があるが、詳細は不明である。

荒川河口付近で発生した1855年の（安政）江戸地震（M6.9）は、陸域の浅い場所で発生した地震であったか、沈み込んだフィリピン海プレートに関係する陸域のやや深い場所で発生した地震であったか明確でないが、県東部を中心に強い揺れが生じ、大きな被害が生じた。

さらに、沈み込んだ太平洋プレートに関係する陸域の深い場所で発生した地震としては、（明治）東京地震と呼ばれる1894年の地震（M7.0）による被害が知られている。

周辺地域で発生する地震や東海沖など太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがあり、2011年（平成23年）3月11日には三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、県内では宮代市で震度6弱を観測、負傷者104人、建物全壊24棟、半壊199棟などの被害が生じた（平成25年3月11日現在、消防庁調べ）。

埼玉県における被害地震は、次頁に示すとおりである。

第1編 総則

第4節 北本市の防災環境

■埼玉県における地震被害

発生 年月日	M	緯度 経度	深さ Km	震源地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
878. 11. 1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れを生じた。詳細不明。
1630. 8. 2	6.3	35.75 139.75		江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、堀もより割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵 ・下野	川越で大地震、市屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・堀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703. 12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791. 1. 1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蔵	蔵で堂塔の転倒、土蔵等の被損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854. 12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蔵、桶川、行田5。
1855. 11.11	6.9	36.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下市で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川市・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2市(0.2km)×2里19市(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蔵で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大被、壁落等あり。
1859. 1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894. 6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾 北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894. 10. 7	6.7	35.60 139.80	—	東京湾 北部	芝区桜川市・赤坂溜池・下谷御徒市で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924. 1.15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県 北部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県 中部	深さが50kmのため、規模のわりに小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1989. 2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2件。他に堀、車、窓ガラス破損、熊谷で震度3。
2011. 3.11	9.0	38.06 142.51	24	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。 (埼玉県)最大震度6弱(宮代市)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」(令和5年3月、埼玉県防災会議)

(2) 北本市

過去、本市に大きな被害をもたらした地震は、1923 年（大正 12 年）9 月 1 日 11 時 58 分、相模湾を震源として発生した「関東大震災」、1931 年（昭和 6 年）9 月 21 日 11 時 20 分、現寄居町付近を震源として発生した「西埼玉地震」、及び 2011 年（平成 23 年）3 月 11 日 14 時 46 分 18 秒、宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km、仙台市の東方沖 70km の太平洋の海底を震源として発生した「東日本大震災」がある。

これらの地震による本市の被害状況は、次に示すとおりである。

■北本市における被害地震

地震名	発生年	被害記述
関東大地震	大正 12 年 (1923)	石戸村では家屋の倒壊はなかったものの、死者 1 名が発生した。
西埼玉地震	昭和 6 年 (1931)	中丸村において、半壊家屋が 1 戸、破損した家屋が 6 戸あった。石戸村では破損した家屋が 187 戸、負傷者 1 名が発生した。
東日本大震災	平成 23 年 (2011)	東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。北本市においても、震度 5 弱を記録、長時間の停電や帰宅困難者が発生し、さらには福島第 1 原発による事故の影響を受けた。

注) 各地震のマグニチュード (M)、緯度・経度、深さなどについては「■埼玉県における地震被害」(p1-26) を参照のこと。

2 水害

本市域における過去の水害は、ほとんど台風や大雨による荒川のはん濫に関わるものであったが、荒川の護岸改修はおおむね終了し、荒川による水害発生危険性は軽減された。また、赤堀川周辺地域では、近年集中豪雨による浸水被害が発生している。本市における主な水害履歴は、以下のとおりである。

■水害履歴

発生年月日	種類	内容
明治 43 年 (1910) 7 月 25 日～27 日	南東気流による大雨	石戸村で浸水
明治 43 年 (1910) 8 月 1 日～16 日	台風、前線などによる大雨	明治期最大の水害が発生。石戸村で破堤浸水
昭和 22 年 (1947) 9 月 14 日～15 日	カスリーン台風による大雨、洪水	北本宿村で死者 1 名、浸水 9 戸、田畑の冠水 117.6 町歩の被害発生
平成 11 年 (1999) 8 月 14 日～16 日	熱帯低気圧による大雨	降雨により朝日地内で浸水 5 戸、水田、畑 9.5ha の被害発生
平成 29 年 (2017) 10 月 23 日～24 日	台風第 21 号による大雨	降雨により朝日地内で浸水 4 戸
令和元年 (2019) 10 月 12 日～13 日	令和元年東日本台風(台風第 19 号)	荒川の水位上昇により高尾地内及び石戸宿地内で浸水 7 戸

資料) 市資料

3 土砂災害

本市の荒井・石戸宿地内には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法と略す。）」に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている箇所が 2 か所ある。

市では、これまでのところ、土砂災害による人的・住居家屋に関する被災記録は残され

ていない。

なお、土砂災害が懸念される地域の住民が、日頃の備えと早めの避難に対応できるように、土砂災害警戒区域等について「北本市土砂災害ハザードマップ」を作成し、配付している。

《参考》

◆「土砂災害防止法」について

土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策（ソフト対策）を定めた法律です。

4 降ひょう害・落雷被害

埼玉県での降ひょう・雷雨の発生件数は多く、特に県北部・西部・東部の地域は降ひょうの「通り道」となっているが、市域はこの「通り道」の狭間にあるため被害は比較的小さい。本市及び県内における降ひょう害・落雷被害の発生は、次のとおりである。

■降ひょう害・落雷被害履歴

発生年月日	種類	内容
大正6年（1917） 6月29日午後	降ひょう	利根川沿いに大量の降ひょう。これより少し遅れて鴻巣町の周辺に8分間、あられ大の降ひょう
昭和30年（1955） 8月3日午後	雷雨	強い風と共に雷雨があり、落雷のため16時過ぎ、北本宿村で納屋が半焼。鴻巣では雨量70mmを記録
昭和43年（1968） 8月15日午後	雷雨	15時から夜まで県内全域に雷雨。北本駅付近で落雷したため、高崎線が上下線とも大幅に遅れた。
平成27年（2015） 9月4日	雷雨	県内は朝から大気が不安定で、県内全域に雷注意報が発表され、富士見市では落雷による負傷者が3人。

5 雪害

本県における降雪は、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により発生することが多い。県では、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmの積雪を記録したが、これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降で最大の積雪となった。

本市においても、農業用ハウスやカーポート等への被害が発生した。

6 竜巻被害

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

県内では、平成25年9月2日の竜巻によりさいたま市・越谷市・松伏町が被災し、また、9月15日から16日にかけての台風第18号に伴う竜巻により熊谷市・行田市・滑川町が被災した。

なお、本市では、これまで竜巻被害の発生はない。

7 火山噴火に伴う降灰被害

本県における火山噴火の影響は、富士山及び浅間山・草津白根山などの噴火が想定されるが、その内容は以下のとおりである。

■県下における火山被害

区分	影響内容
富士山が噴火した場合	最大で2～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。
その他の近隣の火山噴火した場合	浅間山、草津白根山などが噴火した場合にも、県内で数cmの降灰堆積の可能性がある。

出典)「埼玉県地域防災計画」(令和5年3月、埼玉県防災会議)

なお、天明3年(1783)、浅間山は4月9日から噴火を始め、7月5日の大噴火による降灰砂が7月5日～8日に発生した。このときの火山活動は、噴火の発生から7月8日の休止まで88日を数えた。

これにより、7月7日、深谷あたりでは昼間でも深夜のようになったという。このとき、八日市域付近でも3～7cmの火山灰砂が積もったと推定される。

8 広域放射能汚染

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、本県においても広域放射能汚染が発生した。文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果、県内では、三郷市と吉川市の東部に放射能汚染地域があり、西部の秩父市にホットスポットの広がり認められたが、本市を含む県内の多くの地域は、毎時0.1マイクロシーベルト以下だった。

本市では、平成23年度から定期的に、市内の小中学校、幼稚園、保育所、公園における大気中の放射線量の測定、市内の土壌中の放射性物質濃度測定、市内小・中学校、保育所(園)の給食提供食材の放射能検査を実施している。

これらの結果は、測定値はいずれの地点も、不検出か基準値を下回っていた。

《参考》

◆「マイクロシーベルト/時」と「年間ミリシーベルト」との関係

国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告に基づく一般公衆の線量限度は、年間1ミリシーベルトと定められているが、1年の間、屋外に毎日8時間、屋内に毎日16時間いると仮定し、木造の建屋の遮蔽係数0.4とした場合、以下の関係となる。

0.1(マイクロシーベルト/時)は、年間約0.5(ミリシーベルト)

0.2(マイクロシーベルト/時)は、年間約1.0(ミリシーベルト)

9 その他の災害

本市で過去発生したその他の災害としては、昭和16年(1941)1月20日に発生した大規模火災がある。これにより石戸村で3戸5棟が焼失した。

第2 自然環境の特性

1 地形・地質

(1) 地形

本市は埼玉県のほぼ中央部に位置し、北及び東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を境に吉見町、川島町に接しており、東西 6.4km、南北 6.8km、面積 19.82km²の広がりを持ち、広大な関東平野のほぼ中央部に広がる埼玉平野に展開する。

市域の多くは大宮台地の北西端部にあり、台地の東西には荒川や赤堀川の沖積低地が発達し、高尾・荒井付近には顕著な開析谷を見ることができる。高尾・荒井を頂点とする高位台地面から加須低地に向かって次第に低下しているため、台地と低地の区別がつけにくく、おおむね平坦地帯といえる。

(2) 地質

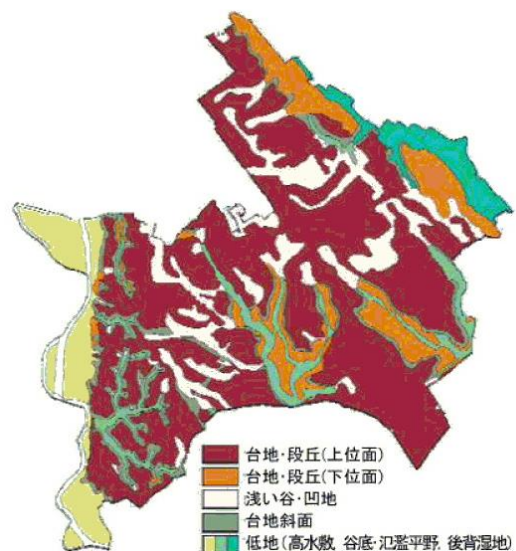
北本市の地質は、全体的に荒川、元荒川の沖積土からなっており、北足立台地に属する台地で、国道 17 号より西側では、黄褐色で表層腐植物を含まない土壌質から強粘質の関東ロームが広く発達しており、4～11mの層厚になっている。国道 17 号より東側では、表層腐植土層を混入する黄褐色のローム層が発達している。関東ローム層は、上部のローム土（赤土）と下部の凝灰質粘土に大別されるが、自然堆積したローム土は安定しており比較的大きな強度がある。

台地と低地の境は、台地の側面が低地側へと下っている斜面で、台地面と同様に安定した地盤となっている場所もあるが、後背地から浸透してくる雨水や地下水の影響で地盤が軟弱化するなど、雨洗によって台地側から運ばれて再堆積した軟弱土が分布する。また、人為的に造成されているため、場所によって盛土の厚さが異なるように地盤のバランスが悪くなっていることがある。

谷底低地は、台地部が小さい河川などによって削られて形成された低地で、台地部の間に樹枝状に分布している。台地を形成していた土砂が再堆積した土や有機質土（腐植土）などが分布しており、非常に軟弱な地盤となっている。

氾濫低地は、荒川流域に広く分布する標高の低い平坦面である。地下水位が高く、軟弱な粘土やシルトが厚く分布しているため、長期的な沈下（圧密沈下）が問題になっている場所が多い。

■本市の地形分類図



出典) 国土地理院、土地条件図

2 活断層

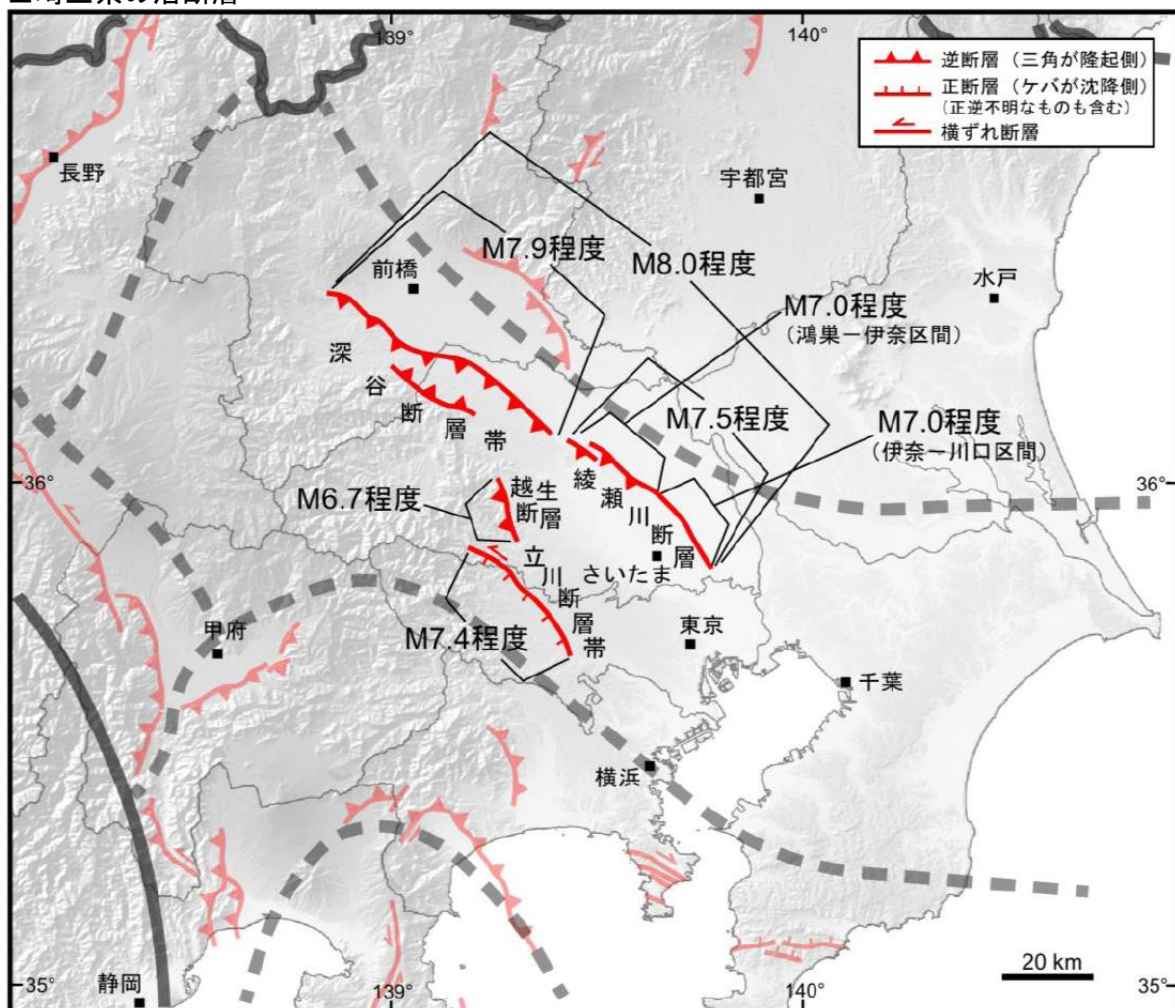
県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931 年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（千年あたり10cm以上1m未満）、C級（千年あたり1cm以上10cm未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、すべてB級ないしC級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な 114 の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

埼玉県及びその周辺の活断層の位置図及び評価の概要を次に示す。

■埼玉県の活断層



出典)「関東地域の活断層の長期評価(第一版)」

(平成 27 年 4 月、地震調査研究推進本部地震調査委員会)

■地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層 における想定的 評価(※)	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
		ランク	30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
深谷断層帯	7.9程度	Aランク	ほぼ0%～ 0.1%	ほぼ0%～ 0.2%	ほぼ0%～ 0.5%	0.2～0.6	10,000年～25,000年程度
綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	Bランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.1～0.3	約6,200年前以後～約5,800年前以前
綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	7.0程度	×ランク	不明	不明	不明	不明	45,000年～71,000年程度
立川断層帯	7.4程度	A×ランク	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	0.9～2.0	約15,000年前以後～約9,000年前以前
越生断層	6.7程度	×ランク	不明	不明	不明	不明	不明

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Bランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「×ランク」と表記している。
地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「×」を付記している。

出典)「埼玉県地域防災計画(資料編)」「(令和5年3月、埼玉県防災会議)

3 河川

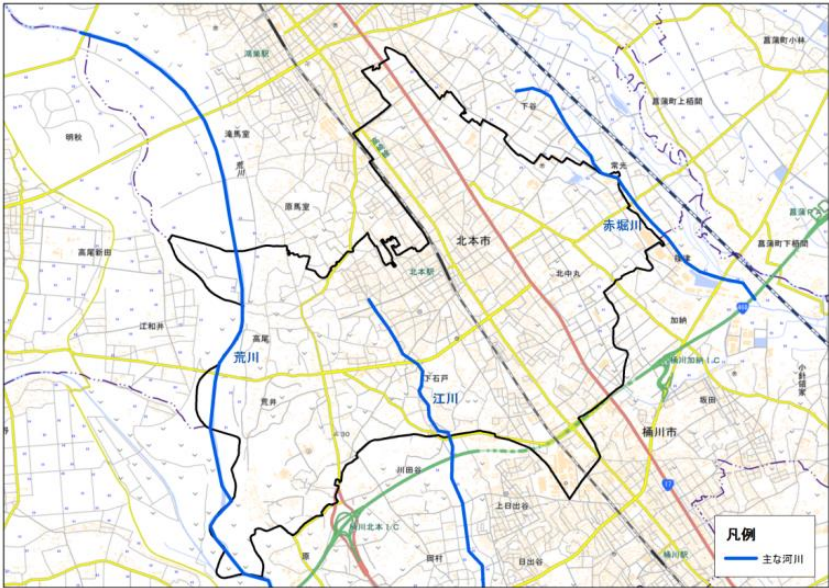
本市を流れる主な河川は、県を代表する河川の荒川、その支川である江川及び中川水系に属する赤堀川がある。

本市の西側境界付近を南北に流れる荒川は、流路延長 173 km、流域面積 2,940km² の一級水系である荒川水系の本流で一級河川に指定されており、洪水予報指定河川として洪水浸水想定区域が指定・公表されている。

本市のほぼ中央を南北に流れる江川は、延長約 5 Km、流域面積約 17Km² の荒川水系の一級河川で、桶川西中学校の付近が管理起点となっている。源流部は鴻巣市と北本市の境界付近にあり(管理起点から約 4Km 上流)、そこからほぼ南へ向かって流れる。もともとは農業用水路(用排水兼用)だったが、本市の区間は市街地を流れ現在は JR 高崎線と県道 57 号さいたま鴻巣線に挟まれた地区の都市排水路になっており、名称も江川ではなく勝林雨水幹線となっている。

本市と鴻巣市の境界を流れる赤堀川は、延長 4.5Km、流域面積 17.5 Km² の中川水系の一級河川で、鴻巣市常光と北本市朝日一丁目の境界が管理起点となっている。源流部は鴻巣市にあり、都市排水と農業用水を集め、本市の東端を桶川市へ流下し、元荒川の右岸に合流する。

■本市の主な河川



4 気象

本市の最寄りの気象観測所であるアメダス鴻巣観測所は、雨量のみの観測を行っている。
観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

■【アメダス鴻巣観測所】観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

要素名	順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計 期間
日降水量 (mm)		192 (1999/8/14)	190.5 (2019/10/12)	186 (1982/9/12)	178 (1986/8/4)	167.5 (2011/7/19)	1976/4 2023/9
日最大10分間降水量 (mm)		27.0 (2021/7/10)	25.5 (2023/7/10)	23.5 (2010/7/2)	23.0 (2018/8/27)	23.0 (2013/8/21)	1976/4 2023/9
日最大1時間降水量 (mm)		73 (1995/8/6)	65 (1994/9/8)	60 (1987/8/18)	57.5 (2010/7/2)	51.5 (2013/8/21)	1976/4 2023/9
年降水量の 多い方から(mm)		1818 (1998)	1564 (1991)	1523 (1989)	1482 (1982)	1474.0 (2014)	1976 年 2022 年
年降水量の 少ない方から(mm)		696 (1984)	879 (1978)	913 (1996)	936 (2018)	962 (1987)	1976 年 2022 年

資料) アメダス鴻巣観測所（埼玉県鴻巣市中央、昭和50（1975年）年6月11日観測開始）

なお、本市の最寄りの気象官署である熊谷地方気象台において観測された降水量、降雪の深さ、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

■【熊谷地方気象台】観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

要素名	順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計 期間
日降水量 (mm)		301.5 (1982/9/12)	292.4 (1947/9/15)	277.2 (1958/9/26)	267.1 (1966/6/28)	255.1 (1941/7/22)	1896/12 2023/ 9
日最大10分間降水量 (mm)		50.0 (2020/6/6)	35.8 (1943/9/3)	35.3 (1947/6/8)	34.3 (1942/7/7)	33.5 (2008/8/16)	1937/ 1 2023/ 9
日最大1時間降水量 (mm)		88.5 (1943/9/3)	85.0 (1976/6/15)	84.6 (1927/7/31)	76.0 (1995/8/22)	75.8 (1955/7/22)	1915/ 6 2023/ 9
年降水量の 多い方から(mm)		1870.0 (1998)	1832.5 (1991)	1803.3 (1950)	1719.5 (1941)	1685.8 (1915)	1896 年 2023 年
年降水量の 少ない方から(mm)		713.0 (1984)	738.3 (1933)	805.5 (1973)	877.7 (1962)	885.0 (1978)	1896 年 2023 年
降雪の深さ日合計 (cm)		43 (2014/ 2/ 8)	43 (1954/ 1/24)	33 (2014/ 2/14)	28 (1969/ 3/12)	27 (2014/ 2/15)	1953/ 1 2023/ 9
降雪の深さ月合計 (cm)		106 (2014/ 2)	56 (2001/ 1)	48 (1998/ 1)	48 (1954/ 1)	46 (1969/ 3)	1953/ 1 2023/ 9
月最深積雪 (cm)		62 (2014/ 2/15)	45 (1936/ 2/23)	43 (1954/ 1/24)	28 (1968/ 2/16)	27 (1969/ 3/12)	1896/12 2023/ 9
日最高気温の 高い方から(℃)		41.1 (2018/7/23)	40.9 (2007/8/16)	40.0 (2022/7/1)	39.9 (1997/ 7/ 5)	39.8 (2011/6/24)	1896/12 2023/ 9
日最低気温の 低い方から(℃)		-11.6 (1919/2/9)	-10.5 (1954/1/27)	-10.4 (1925/1/31)	-9.8 (1923/1/26)	-9.8 (1918/12/12)	1896/12 2023/ 9
日最大風速・風向 (m/s)		31.7 西 (1900/ 9/28)	22.8 南東 (1966/ 9/25)	21.5 西北西 (1915/ 2/ 4)	21.1 南 (1959/ 9/27)	20.5 西 (1917/10/ 1)	1896/12 2023/ 9
日最大瞬間風速・風向 (m/s)		41.0 南東 (1966/ 9/25)	31.9 北西 (1996/ 7/ 3)	31.6 南 (1959/ 9/26)	31.4 南南東 (1979/10/19)	31.3 南東 (2018/10/ 1)	1940/ 1 2023/ 9

資料) 熊谷地方気象台（埼玉県熊谷市桜市1-6-10、明治29(1896)年12月1日観測開始）

第 1 編 総則

第 4 節 北本市の防災環境

降水量について、日降水量の最大値は、1982 年（昭和 57 年）9 月 12 日に台風第 18 号により記録した 301.5mm である。10 分間降水量の最大値は、2020 年（令和 2 年）6 月 6 日に記録した 50.0mm である。1 時間降水量の最大値は、1943 年（昭和 18 年）9 月 3 日に記録した 88.5mm である。また、年降水量の最大値は、1998 年（平成 10 年）の 1870mm、最小値は 1984 年（昭和 59 年）の 713mm である。

降雪について、降雪の深さ日合計の最大値は、2014 年（平成 26 年）2 月 8 日に記録した 43cm、降雪の深さ月合計の最大値は、2014 年（平成 26 年）2 月 106cm、月最深積雪の最大値は、2014 年（平成 26 年）2 月 15 日に記録した 62cm である。

気温について、日最高気温の最高値は、2018 年（平成 30 年）7 月 23 日に記録した 41.1℃、日最低気温の最低値は、1919 年（大正 8 年）2 月 9 日に記録した -11.6℃である。

風向・風速については、日最大風向・風速の最大値は、1900 年（明治 33 年）9 月 28 日に記録した西の風 31.7m/s、日最大瞬間風向・風速の最大値は、1966 年（昭和 41 年）9 月 25 日に記録した南東の風 41.0m/s である。

第3 社会環境の特性

1 人口

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本市の人口の推移は、平成17年の70,126人をピークに以後減少に転じ、令和2年10月1日現在65,201人となっている。

それに対し世帯数は、核家族化の傾向を反映して増加傾向を示しており、令和2年10月1日現在27,403世帯となっている。

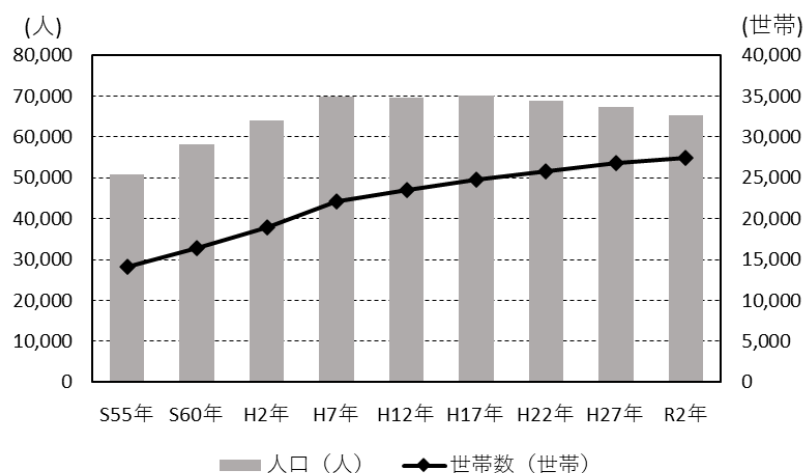
■人口・世帯数等の推移

[国勢調査、各年10月1日現在]

年	区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
昭和55年		14,104	50,888	3.61	2,568
昭和60年		16,401	58,114	3.54	2,932
平成2年		18,924	63,929	3.38	3,225
平成7年		22,058	69,929	3.17	3,528
平成12年		23,471	69,524	2.96	3,508
平成17年		24,833	70,126	2.82	3,538
平成22年		25,856	68,888	2.66	3,476
平成27年		26,845	67,409	2.51	3,401
令和2年		27,403	65,201	2.38	3,290

注) 人口密度は、本市の面積を19.82km²として算定した。

■人口・世帯数の推移



■人口と世帯数等

[住民基本台帳、令和5年10月1日現在]

世帯数 (世帯)	人口 (人)			1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
	計	男	女		
30,514	65,462	32,300	33,162	2.15	3,302.83

注) 「人口密度」は、本市の面積19.82km²を用いて算出した。

第1編 総則

第4節 北本市の防災環境

(2) 年齢別人口

本市の年齢別人口は、年少人口が6,317人でその割合は9.7%、生産年齢人口が37,658人でその割合は57.5%、老年人口が21,487人でその割合は32.8%であり、人口の約3.05人に1人が65歳以上となっている。

また、災害時に特に支援が必要と考えられる75歳以上の人口は11,961人でその割合は18.3%となっている。

■年齢別人口

[住民基本台帳、令和5年10月1日現在]

区分		総数（人）	構成比（%）	男（人）	女（人）
年少人口	0～14歳	6,317	9.7	3,185	3,132
生産年齢人口	15～64歳	37,658	57.5	19,316	18,342
老年人口	65歳以上	21,487	32.8	9,799	11,688
	(75歳以上)	11,961	18.3	5,175	6,786
合 計		65,462	100.0	32,300	33,162

(3) 昼夜別人口

本市の常住人口（夜間人口）は65,201人であり、昼間人口は53,822人となっており、常住人口に比べ11,379人少ない。

これは、本市の場合、昼間に通勤及び通学で市外に流出する人口が流入する人口よりも倍以上多いことによる。

■昼夜別人口

[国勢調査、令和2年10月1日現在]

昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	流入人口(人)			流出人口(人)			昼夜間人口比率 (%)
		通勤者	通学者	計	通勤者	通学者	計	
53,822	65,201	9,875	345	10,220	19,311	2,288	21,599	82.5

注) 通勤者は、15歳以上のみ。通学者は15歳未満を含む。

(4) 市外への通勤者及び通学者数

首都圏において昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。

本市から市外への通勤者及び通学者の総数は22,193人で、うち県内が16,255人、県外へは5,938人となっている。県外に通勤・通学するものの多くは都内への通勤・通学で5,195人となっている。

■本市からの就業・通学者数（15歳以上）

区分		計	就業者	通学者
当地に常住する就業者・通学者		37,181	30,434	2,791
本市	自市で従業・通学	13,703	9,755	441
	他市区町村で従業・通学	22,193	19,816	2,287
	県内	16,255	14,473	1,700
	さいたま市	3,485	3,057	410
	桶川市	2,545	2,417	122
	川越市	515	409	95
	鴻巣市	1,888	1,772	113
	熊谷市	626	474	152
	伊奈町	477	363	109
	行田市	318	313	5
	川口市	245	230	15
	吉見町	216	212	4
	その他	5,940	5,226	675
	県外	5,938	5,343	587
	東京都	5,195	4,695	492
	特別区部	4,947	4,524	415
	その他	248	171	77
	その他県	743	648	95

注1) 従業地・通学地「不詳」を含む。

注2) 他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む。

資料) 総務省統計局「国勢調査報告」（令和2年10月1日現在）

(5) 要配慮者人口

本市の要配慮者の人口については、住民基本台帳、要介護認定及び障害者手帳で把握可能な要配慮者について次のとおり整理した。

ア 高齢者

本市の65歳以上の高齢者は、令和5年10月1日現在21,487人で全体の32.8%を占め、75歳以上の高齢者は11,961人で全体の18.3%となっている。

また、要介護認定者数は、3,204人で全体の4.9%となっている。

イ 乳幼児

本市の6歳未満の乳幼児は、令和5年10月1日現在2,268人で全体の3.5%となっている。

ウ 障がい者

本市の障がい者人口は、令和5年10月1日現在3,121人で全体の4.8%となっている。

エ 外国人

本市の外国人の人口は、令和5年10月1日現在876人で全体の1.3%となっている。

2 建物

建築基準法の耐震基準は、昭和46年（1971年）の十勝沖地震（昭和43年）を教訓に見直しが行われ、さらに、昭和56年（1981年）の宮城県沖地震（昭和53年）を教訓に、抜本的に見直しが行われ、震度6強から7の揺れでも倒壊しない新耐震基準となった。

新耐震基準の有効性は、平成7年に発生し震度7の激震が適用された阪神・淡路大震災でおおむね確認されたが、81年以降に建てられた建物にも一部被害は認められた。その後、平成12年（2000年）に建築基準法が改正され、部材接合部の金具や壁のバランスよい配置などに関する規定を追加して耐震基準（2000年基準）が強化された。

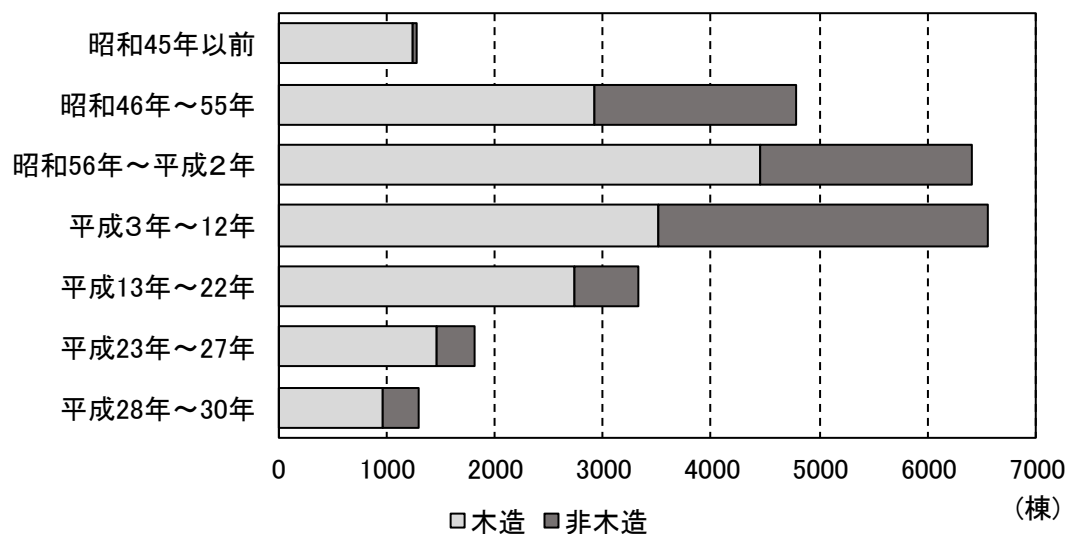
しかし、同一地震、同一地域で震度7の揺れを2回記録した平成28年（2016年）熊本地震では、2000年基準を満足している建物でも全壊している事例もあり、国（国土交通省）では、建築基準のあり方も含めて建物の耐震性の確保・向上方策について検討を行ったが、耐震基準の見直しは実施されていない。

本市の住宅棟数は、平成30年10月1日現在、全部で27,210棟あり、そのうち旧耐震基準となる昭和55年以前に建築された住宅は6,050棟で全体の約22.2%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は1,270棟で全体の約4.7%となっている。

本市の住宅について、建築時期別、構造別、建て方別に集計した結果を次に示す。

■建築時期別、住宅棟数

[平成30年10月1日現在]



■本市の建築時期別、構造別、建て方別住宅数 [平成 30 年 10 月 1 日現在]

区 分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅			
				総数	1～2 階建	3～5 階建	6階建 以上
<住宅総数>	27,210	17,810	330	8,950	2,460	3,480	3,010
昭和 45 年以前	1,270	1,260	—	10	—	—	10
昭和 46 年 ～ 55 年	4,780	2,930	30	1,810	30	1,780	—
昭和 56 年 ～ 平成 2 年	6,430	4,080	40	2,260	690	760	800
平成 3 年 ～ 12 年	6,550	3,320	40	3,170	700	630	1,850
平成 13 年 ～ 22 年	3,320	2,680	50	580	410	10	160
平成 23 年 ～ 27 年	1,820	1,390	50	380	190	190	—
平成 28 年 ～ 30 年	1,300	980	30	280	20	70	190
<木造>	18,590	17,440	240	840	840	—	—
昭和 45 年以前	1,250	1,250	—	—	—	—	—
昭和 46 年 ～ 55 年	2,920	2,880	30	—	—	—	—
昭和 56 年 ～ 平成 2 年	4,460	4,010	40	360	360	—	—
平成 3 年 ～ 12 年	3,520	3,230	40	240	240	—	—
平成 13 年 ～ 22 年	2,740	2,620	40	60	60	—	—
平成 23 年 ～ 27 年	1,470	1,370	30	70	70	—	—
平成 28 年 ～ 30 年	960	960	—	—	—	—	—
<非木造>	8,620	370	90	8,110	1,620	3,480	3,010
昭和 45 年以前	20	10	—	10	—	—	10
昭和 46 年 ～ 55 年	1,870	50	—	1,810	30	1,780	—
昭和 56 年 ～ 平成 2 年	1,960	60	—	1,890	330	760	800
平成 3 年 ～ 12 年	3,040	100	—	2,930	450	630	1,850
平成 13 年 ～ 22 年	590	60	10	520	350	10	160
平成 23 年 ～ 27 年	350	30	20	300	120	190	—
平成 28 年 ～ 30 年	330	20	30	280	20	70	190

注 1) 「共同住宅」は複数の住戸が階を重ねて集合して 1 棟を構成する形式のものをいい、「長屋」とは全住戸が敷地から建築物内を介さずに直接出入りする形式をいう。

注 2) 各欄の住宅数は、数字を丸め概数としているため総数と一致しないことがある。

資料) 総務省統計局「平成 30 年住宅・土地統計調査報告」

3 交通

(1) 公共交通

市域の中央部を南北に JR 高崎線が通り、北本駅があり、通勤・通学に利用されている。

次頁に、最近 10 年間の北本駅乗降者数（1 日あたり）の推移を示す。

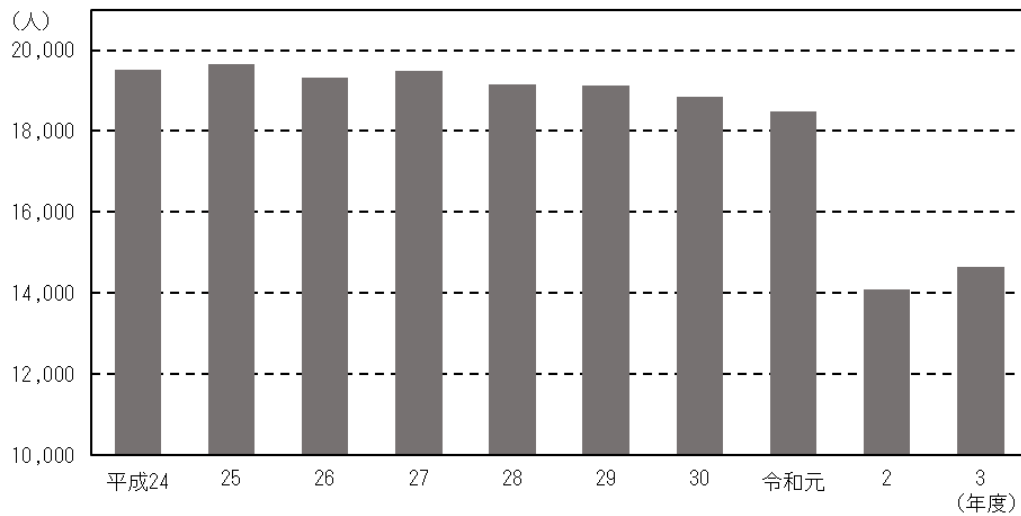
これによると、10 年間の推移として減少傾向にあり、とくに令和 2 年にはほぼ半減している。

また、バスは 7 本のバス路線により構成され、駅や病院等への市民の足として利用されている。

第1編 総則

第4節 北本市の防災環境

■北本駅乗降者数（1日あたり）の推移



（2）道路交通

本市の道路交通網は、国道17号、県道鴻巣桶川さいたま線（旧中山道）等が南北軸を形成し、また県道東松山桶川線、県道下石戸上菖蒲線等が東西軸を形成し、これに市道が連関して市の道路交通網を形成している。

なお、生活道路の中には4m未満の狭隘な道路が見受けられる。

■本市の主要道路



4 土地利用

本市の土地利用を令和5年の地目別面積の割合で見ると、宅地が43.8%と最も大きく、次が畑で24.5%、以下順にその他の18.8%、雑種地の6.5%、山林の3.4%、田の2.9%となっている。

また、地目別面積について最近10年間の変化を見ると、減少傾向にあるのが田、畑、山林及び雑種地で、増加傾向にあるのが宅地及びその他である。

■地目別土地面積の推移

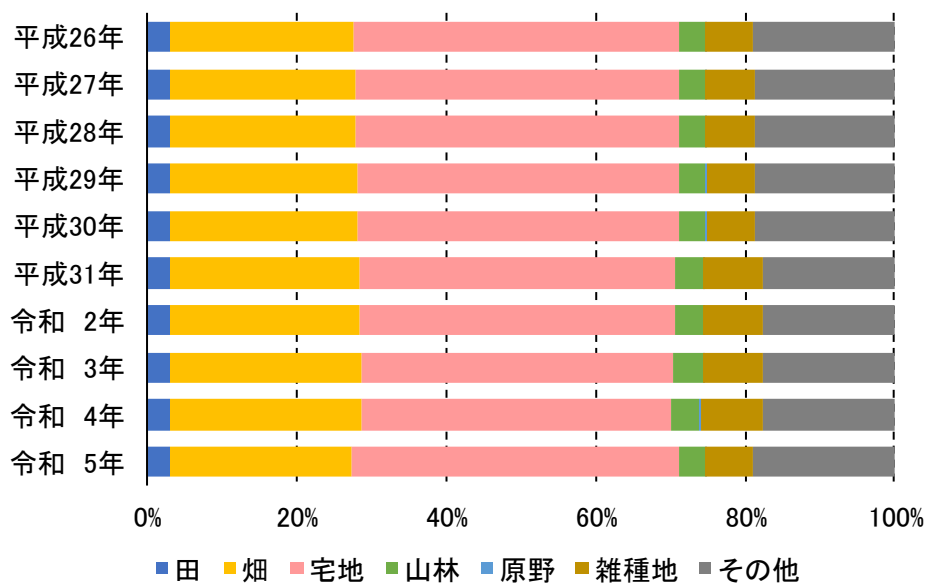
[各年1月1日現在(単位:ha)]

年	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成 26	1,984.0	59.7	507.6	830.8	75.1	1.4	159.9	349.4
27	1,982.0	59.6	504.6	833.4	74.4	1.4	160.1	348.5
28	1,982.0	59.5	502.9	836.6	73.4	1.4	159.6	348.5
29	1,982.0	59.5	500.3	848.6	72.6	1.4	129.9	369.5
30	1,982.0	59.5	497.5	852.1	72.3	1.4	129.4	369.8
31	1,982.0	59.2	494.8	855.3	71.4	1.4	128.9	370.9
令和 2	1,982.0	59.2	491.5	858.3	69.7	1.4	129.4	372.5
3	1,982.0	58.7	489.5	861.9	67.8	1.4	129.9	372.8
4	1,982.0	58.7	487.4	864.7	67.1	1.4	129.9	372.8
5	1,982.0	58.6	485.0	867.6	66.8	1.4	129.4	373.2
(%)	(100.0)	(2.9)	(24.5)	(43.8)	(3.4)	(0.1)	(6.5)	(18.8)
R5/H26	1.0	0.98	0.96	1.04	0.89	1.0	0.81	1.07

注) 年欄の「R5/H26」は、平成26年を基準とした令和5年の面積比を示す。

資料) 税務課

■地目別土地面積の推移



資料) 税務課「固定資産税概要調書」(各年1月1日現在)

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

第5節 計画の前提条件及び基本方針

第1 地震被害想定

本市に係る地震被害想定については、県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月）を参考に、以下のように設定した。

1 想定地震

中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考に県が想定した地震を次に示す。

■想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注）※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）



出典）「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

2 想定結果

県が想定した5つの地震による本市における被害想定結果は、次表のとおりである。

本市に最も大きな被害をもたらすと想定されたのは、震度、人的被害及び建物被害等すべての項目で突出している「関東平野北西縁断層帯地震」であり、県が防災対策の対象としている「東京湾北部地震」の想定結果を上回っている。なお、「茨城県南部地震」は、「東京湾北部地震」と同様に首都直下型地震に位置づけられており、建物被害の全壊棟数、停電人口等の一部項目で、「東京湾北部地震」よりも僅かであるが被害の程度が大きいと予測されている。

■北本市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定 of 最大値を記載）

項目	予測内容			単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震
震度	最大震度			—	5強	5強	5強	7	5強
液状化	高い地域		面積	km ²	0.032	0	0	1.166	0
			面積率	%	0.3	0.0	0.0	8.0	0.0
建物被害	木造	全壊	全壊棟数	棟	0	1	0	4,875	0
		(揺れ+液状化)	全壊率	%	0.00	0.04	0.00	18.52	0.00
		半壊	半壊棟数	棟	8	4	0	3,942	0
		(揺れ+液状化)	半壊率	%	0.03	0.02	0.00	14.97	0.00
	非木造	全壊	全壊棟数	棟	0	1	0	473	0
		(揺れ+液状化)	全壊率	%	0.00	0.00	0.00	1.79	0.00
		半壊	半壊棟数	棟	1	1	0	891	0
		(揺れ+液状化)	半壊率	%	0.01	0.00	0.00	3.38	0.00
	全壊 (急傾斜地崩壊)		全壊棟数	棟	0	0	0	1	0
			全壊率	%	0.00	0.00	0.00	4.29	0.00
	半壊 (急傾斜地崩壊)		半壊棟数	棟	0	0	0	2	0
			半壊率	%	0.00	0.00	0.00	10.00	0.00
	焼失		焼失棟数	棟	18	10	9	3,258	6
			焼失率	%	0.08	0.04	0.04	14.12	0.03
屋外危険物	ブロック塀倒壊数			箇所	43	45	1	2,491	10
	自動販売機倒壊数			箇所	0	0	0	31	0
	落下物発生建物数			棟	0	0	0	4,257	0
人的被害	死者数			人	0	0	0	358	0
	負傷者数			人	2	0	0	1,676	0
	うち重傷者数			人	0	0	0	489	0
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	0	107	3	68,888	0
			1日後	人	55	46	27	56,227	18
		停電率	直後	%	0.00	0.16	0.00	100.00	0.00
			1日後	%	0.08	0.07	0.04	81.62	0.03
	電話	不通回線	回線数	回線	15	8	7	3,667	5
			不通率	%	0.06	0.04	0.03	16.03	0.02
		携帯電話	停電率	%	0.1	0.1	0.0	81.6	0.0
			不通率	%	0.1	0.0	0.0	16.0	0.0
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	21,632	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	上水道	断水人口（1日後）		人	612	10	0	50,625	0
	下水道	機能支障人口		人	7,433	5,767	5,137	13,592	3,518
生活支障	避難者	1日後		人	51	32	23	24,155	16
		1週間後		人	92	33	23	26,491	16
		1か月後		人	51	32	23	28,994	16
	避難所避難者※	1日後		人	31	19	14	14,493	9
		1週間後		人	46	16	12	13,245	8
		1か月後		人	15	10	7	8,698	5
	帰宅困難者	平日		人	2,859	2,822	2,759	3,129	2,634
		休日		人	2,621	2,521	2,570	2,915	2,453
	住機能支障	応急仮設住宅等需要数		棟	6	4	3	2,720	2
その他	廃棄物	災害廃棄物	万トン		0.4	0.3	0.2	159.4	0.1
			万m ³		0.3	0.2	0.1	103.5	0.1

注) ※「避難所避難者」は、「避難者」のうち親戚や知人宅への「避難所外避難者」を除いた避難者のことである。

出典)「平成24・25年埼玉県地震被害想定調査」(平成26年4月、埼玉県)

第2 浸水想定

1 浸水想定河川

洪水害には溢水や堤防の決壊による外水はん濫と、堤内地の排水不良から起こる内水はん濫がある。このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水はん濫であるが、本市でも、明治43年8月の台風、前線による荒川の堤防決壊、昭和22年9月のカスリーン台風による浸水の発生により大きな洪水被害が発生し、近年では平成29年10月の赤堀川の溢水や令和元年10月の台風第19号による浸水被害が記憶に新しい。

そのため、国土交通省及び県による一級河川の改修が進められ、最近では、内水はん濫を除き大規模な河川のはん濫は起きていない。

国土交通省及び県では、平成13年の水防法改正以降、洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を「浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を浸水想定区域図として公表していたが、平成27年の水防法改正により、浸水想定区域の指定の前提となる降雨を、従来の計画規模の降雨とあわせて想定し得る最大規模の降雨（計画規模を上回るもの）についても拡充されるとともに、内水・高潮の浸水想定区域制度の創設に伴い名称が「洪水浸水想定区域」へと変更された。

本市の洪水浸水想定河川は、洪水予報指定河川の荒川であるが、本市では、国土交通省が平成28年に公表した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」を用いて「北本市洪水ハザードマップ」の見直しを行った。

荒川について指定・公表されている洪水浸水想定区域は、次のとおりである。

■荒川の洪水浸水想定区域について

指定河川名	洪水浸水想定区域図名	作成者	指定年月日	告示番号	指定の前提となる降雨
荒川	荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図 （想定最大規模）	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H28.5.30	国土交通省 関東地方整備局 告示第215号	荒川流域の72時間 総雨量632mm

《参考》

◆「洪水予報指定河川」とは

国土交通省は、洪水が発生するおそれがある場合に、一般にそれを円滑に周知するために、2以上の都道府県にわたる河川又は流域面積の大きい河川で大きな損害が生じるおそれがある河川を、洪水予報指定河川として指定しています。洪水予報指定河川では、洪水が発生するおそれがある場合に、気象庁が降水量などの気象を、国土交通省が河川の水位又は流量をそれぞれ予測し、両者が共同で地域住民へ洪水注意報・警報等の洪水に関する情報を提供する。

◆「水位周知河川」とは

国土交通省及び都道府県は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川を、水位周知河川に指定している。この水位情報周知河川では、避難判断水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知・周知する。

なお、平成25年の水防法改正では、浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設として地域防災計画に名称及び所在地を記載された地下街等、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）、大規模工場等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等を行うこととなり、市からは当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に洪水予報等が直接伝達されることとなった。

2 浸水想定区域

（1）外水はん濫想定区域（荒川洪水浸水想定区域）

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所は、水防法の規定に定められた想定最大規模降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）を前提に、荒川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めている。

本市における荒川洪水浸水想定区域は、荒川に接する市域の西側地域と鴻巣市と接する市域の北東地域に大きく分かれるが、西側地域の場合、荒川の決壊直後にはん濫水が到達するのに対し、北東地域の場合、本市の上流域（荒川左岸70km付近）で決壊し地盤の低い地形に沿って流下するはん濫水は、決壊から最短で約8時間程度で到達すると想定されている。

浸水地域は、西側地域の場合、荒川に接する高尾地区、荒井地区、石戸宿地区及び北本自然観察公園敷地内の低地周辺が浸水想定区域となっている。これらの地域は、最大浸水深が5m以上～10m未満になる地域もあるが、地域の多くは農地などに利用されている。

北東地域の場合、鴻巣市と接する旧谷田川から八ツ田用水、赤堀川に沿った地域が浸水するが、これらの地域には市の防災拠点である宮内中、北本市体育センター及び北本総合公園が位置し、県立北本高等学校も含まれる。浸水深は、一部区域（事業所のテニスコート）で10m以上～20m未満となっているが、大部分は0.5m未満の区域及び0.5m以上～3m未満の区域となっている。

また、それ以外の地域でも、栄地区の南側が一部地域で最大浸水深が3m以上～5m未満で浸水し、高尾4丁目の鴻巣市と接する一部地域も0.5m以上～3m未満で浸水すると想定されている。

（2）内水はん濫実績区域

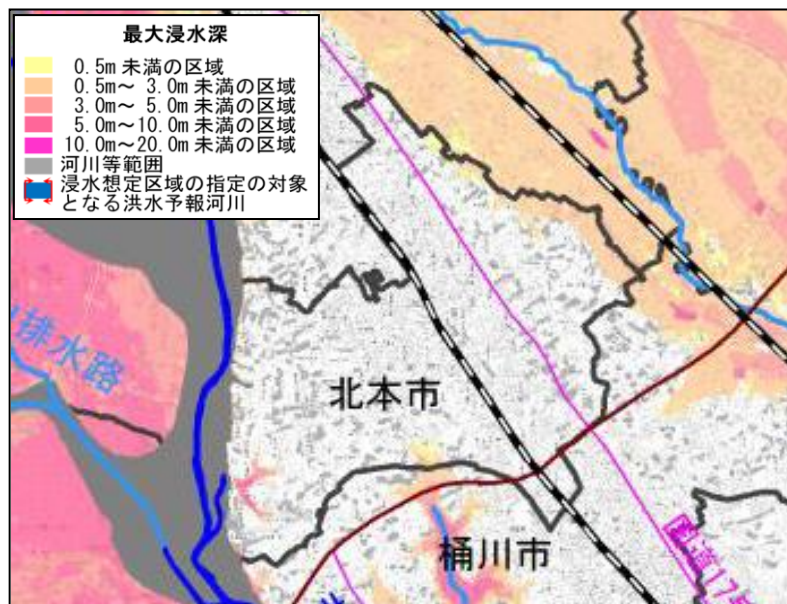
内水とは、一時的に大量の降雨が生じた場合（ゲリラ豪雨等）、公共排水施設等に雨水を排水できず地表面に溜まった水のことである。

本市における内水の浸水実績箇所は、ほとんどが道路の冠水箇所が多く、東間5丁目と東間6丁目の境を通る県道鴻巣桶川さいたま線（中山道）の一部箇所、東間7丁目を通るあずま通りの一部箇所、県道蓮田鴻巣線が通る古市場3丁目と北中丸2丁目の境の一部箇所、下石戸下を通る南小通りの一部箇所があるが、これまでに避難を要するほどの内水はん濫は発生していない。

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

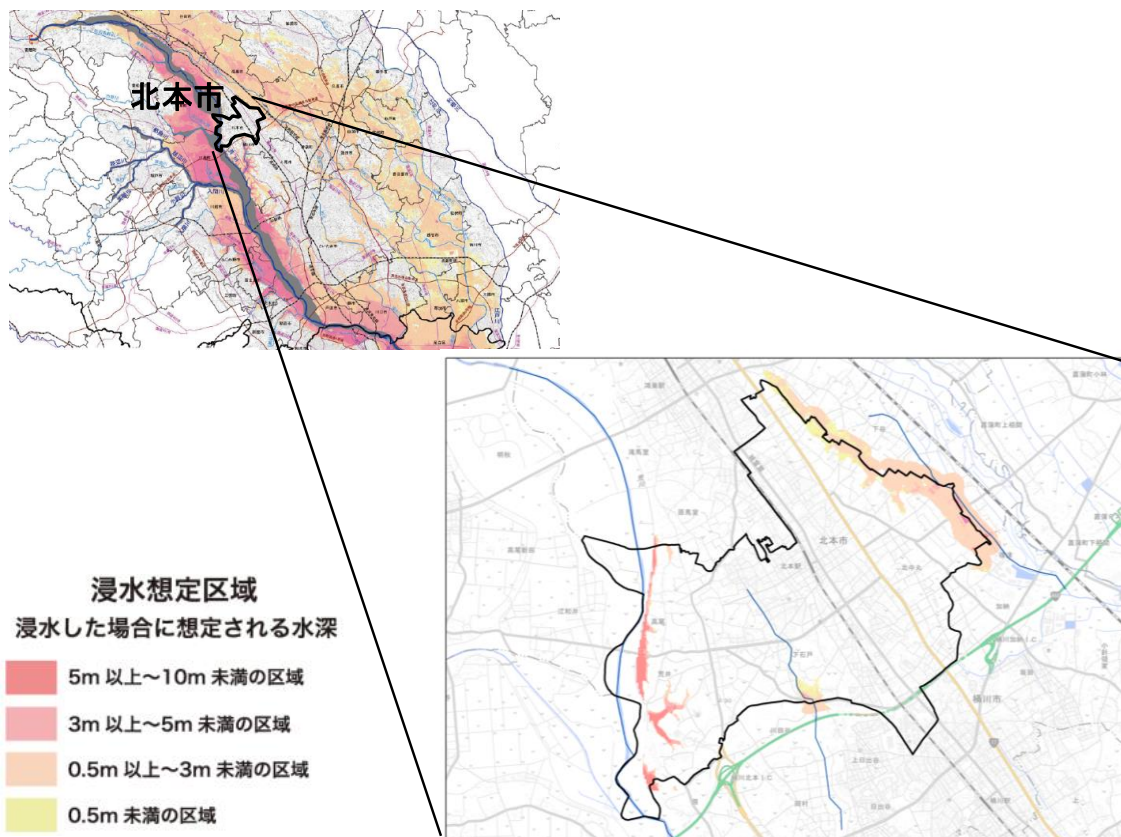
■荒川洪水浸水想定区域図（北本市関連）



資料)「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

■北本市洪水ハザードマップ（基本図イメージ）



第3 土砂災害想定

本市の地形は、おおむね平坦であるが、荒井・石戸宿付近には開析谷が認められ、当該地域に急傾斜地崩壊危険箇所が12か所ある。

また、急傾斜地崩壊危険箇所を対象に「土砂災害防止法」に基づき、知事から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている箇所が2か所ある。

1 土砂災害（特別）警戒区域

現在、本市域内で指定を受けている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、次のとおりである。

■土砂災害ハザードマップ荒井6丁目



■土砂災害ハザードマップ石戸宿6丁目



2 要避難者人口

令和5年10月現在、市の土砂災害警戒区域内に建物の立地はあるものの居住する住民はいないことから、要避難者人口はゼロとなっている。

ただし、市は、将来の地域状況の変化に対しても対応可能なように、土砂災害ハザードマップを用いて、周辺住民への危険の周知、警戒避難態勢の整備に努めるものとする。

第4 北本市における防災の方針

1 地震災害

(1) 震災対策の基本的考え方

本市の震災対策は、本市において起こりうる最大規模の地震を想定し、その結果発生すると考えられる被害規模及びその内容を可能な限り具体的に把握することで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策計画」の策定を目的として策定するものである。

(2) 震災対策の目標

ア 県の震災対応の方針

県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施している。

このなかで、今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」による想定結果は、県内の最大震度は震度7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かったが、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～0.008%と極めて低いため、「関東平野北西縁断層帯地震」は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると位置づけている。

一方、「東京湾北部地震」については、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたり、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受けおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じると予想されている。

このため、県では、「東京湾北部地震」を地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとしている。

なお、ほかの3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、「東京湾北部地震」への対応に包含される。また、「東京湾北部地震」については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や県民と共有するため、対策の方向性を示すこととしている。

イ 市の震災対応の方針

(7) 地震被害想定結果に対する考え方

①被害の程度

県地震被害想定の結果、本市に最も大きな地震被害をもたらすのは、活断層が本市の直下を通る「関東平野北西縁断層帯地震」であり、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震と考えられる。

次に大きな被害をもたらすのは首都直下型地震に分類される「東京湾北部地震」と想定されている。

②発生確率

- ・「関東平野北西縁断層帯地震」については、前述したように今後30年以内の地震発生確率が0～0.008%と極めて低く、これまでこの規模での地震発生の記録はない。
- ・「東京湾北部地震」は、「茨城県南部地震」と同様に首都直下地震に位置づけられており、今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率は70%と切迫性が高い。

③発生確率と平成28年（2016年）熊本地震

- ・平成28年（2016年）熊本地震の場合、4月14日に発生したM6.8の地震の震源とされる活断層における30年以内の発生確率は不明であり、4月16日のM7.3の地震の震源とされる活断層における30年以内の発生確率は0～0.9%であった。
- ・このように、平成28年（2016年）熊本地震では、30年以内の発生確率が1%未満でも発生した。

④地震被害想定結果に対する本市の考え方

- ・本市においては、市民の生命を含め甚大な被害をもたらす「関東平野北西縁断層帯地震」を想定した防災対策が優先的な課題と考えられる。
- ・ただし、「関東平野北西縁断層帯地震」の被害は甚大であることから、地震防災対策の整備には時間等を要するため、食料などの備蓄や避難施設などの必要な対策について、順次、段階的に整備するとともに、発生が予想される甚大な地震被害を少しでも減少させるための減災目標を設定し、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくものとする。
- ・一方、時間的に切迫性が高いとされるが、相対的に被害の程度が「関東平野北西縁断層帯地震」よりは小さい「東京湾北部地震」に対する防災対策においては、時間的な切迫性から、必要とされる食料などの備蓄や避難施設の整備などを最優先で行うこととし、早急に実施していく。（本市にとっては、「東京湾北部地震」に備えることにより、相対的に被害程度の低い「茨城県南部地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」に対しても対応可能と考えられる。）
- ・なお、本地域防災計画とは別に、関係部局では「関東平野北西縁断層帯地震」における減災目標を設定したロードマップを作成することとし、そのロードマップ上に「東京湾北部地震」対策を組み込むことで、2つの地震への対策を並行して推進することを明確化する。

第1編 総則

第5節 計画の前提条件及び基本方針

(イ) 「東京湾北部地震」に対応可能な防災対策の推進

本市は、想定される大規模地震の中では最も切迫性が高い「東京湾北部地震」に対する防災対策を、優先的に整備するものとする。

本市において「東京湾北部地震」により想定される地震被害、及びそれに対応した主な防災対策は、以下に示すとおりである。

■「東京湾北部地震」により想定される地震被害と主な防災対策

被害想定項目			地震被害	主な防災対策
建物被害		全 壊	0 棟	➤ 耐震化の推進 ➤ 被災建築物危険度判定体制の整備 ➤ 初期消火体制の整備 ➤ 仮設住宅用地の選定
		半 壊	9 棟	
		焼 失	18 棟	
人的被害		死 者	0 人	➤ 医療救護班の派遣体制の整備
		負傷者	2 人	
		うち重傷者	0 人	
生活支障		避難者	(1 日後) 51 人 (1 週間後) 92 人 (1 か月後) 51 人	➤ 想定される最大避難所避難者数約50人 を収容可能な指定避難所の整備 ➤ 想定される最大避難者数100人に対応 可能な量の飲料水・食料・生活必需品 の備蓄 ➤ 避難情報の多様な伝達手段の整備
		避難所 避難者	(1 日後) 31 人 (1 週間後) 46 人 (1 か月後) 15 人	
		帰宅困難者	(平日) 2, 859 人 (休日) 2, 621 人	
ライフ ライン	上水道	断水人口	612 人	➤ 配水管、浄水施設の耐震強化 ➤ 給水体制の整備
	下水道	機能支障人口	7, 433 人	
	電 力	停電人口	55 人	➤ 防災拠点における非常電源の確保
	電 話	不通回線率	0. 06%	➤ 多様な情報伝達手段の整備
		携帯不通率	0. 1%	
その他	廃棄物	災害廃棄物	0. 4 万ト 0. 3 万 m ³	➤ 廃棄物処理体制の整備 ➤ 廃棄物仮置き場候補地の選定

(ウ) 「関東平野北西縁断層帯地震」を対象とした減災目標の設定等

発生した場合は甚大なる被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」に対して、被害の発生を軽減するための減災目標を次表のように設定する。

本市は、この減災目標を達成するため、「北本市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成28年3月改定）を活用するとともに、目標の達成に向けて「自助」・「共助」・「公助」それぞれの立場から、かつ、ハード・ソフトの両面から、日頃からの備えや、いざというときの対処方法などについて、市民、自主防災組織及び企業等に取り組む推進を働きかけるものとする。

なお、減災の目標は、10年を目途とし、可能な限り早期の達成を目指すものとする。

■「関東平野北西縁断層帯地震」に対する減災目標

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を 約1,000人減少させる。 (約50%の削減)	➤ 建物の耐震化 ➤ 家具類の転倒防止対策の推進 ➤ 自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 ➤ 災害時医療体制の整備 など
避難者（1ヶ月後）を 約15,000人減少させる。 (約50%の削減)	➤ 建物の耐震化 ➤ 被災建築物の応急危険度判定体制の整備 ➤ ライフライン施設の耐震化及び被災施設の早期復旧 など

■「関東平野北西縁断層帯地震」により想定される地震被害と主な防災対策

被害想定項目			地震被害	主な防災対策
建物被害		全壊	5,349 棟	・耐震化の推進 ・被災建築物危険度判定体制の整備 ・消火体制の整備 ・仮設住宅用地の選定
		半壊	4,835 棟	
		焼失	3,258 棟	
人的被害		死者	358 人	・初動医療体制の整備 ・後方医療機関への搬送体制の整備
		負傷者	1,676 人	
		うち重傷者	489 人	
生活支障		避難者	(1 日後) 24,155 人	・想定される最大避難所避難者数約15,000 人を収容可能な指定避難所整備の推進 ・想定される最大避難所避難者数約15,000 人に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品備蓄の推進 ・避難情報の多様な伝達手段の整備 ・避難所運営マニュアルの整備
			(1 週間後) 26,491 人	
		(1 か月後) 28,994 人		
		避難所避難者	(1 日後) 14,493 人	
(1 週間後) 13,245 人				
		(1 か月後) 8,698 人	・一時滞留在施設の確保 ・飲料水・食料備蓄の推進	
帰宅困難者		(平日) 3,129 人 (休日) 2,915 人		
ライフライン	上水道	断水人口	50,625 人	・配水管、浄水施設の耐震強化 ・給水体制の整備
	下水道	機能支障人口	13,592 人	
	電力	停電人口	68,888 人	・下水道施設の耐震強化 ・仮設トイレの確保 ・防災拠点における非常電源の確保
	都市ガス	供給停止件数	21,632 件	
	電 話	不通回線率	16.0%	・LP ガス施設の整備 ・多様な情報伝達手段の整備
		携帯不通率	81.6%	
その他		災害廃棄物	159.4 万トン 103.5 万 m ³	・廃棄物処理体制の整備 ・廃棄物仮置き場候補地の選定

2 水害

(1) 水害対策の基本的考え方

本市の水害対策は、浸水被害の最も大きい荒川がはん濫した場合を想定して策定するものとする。

国土交通省関東地方整備局の「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」によると、市の荒川に面した西側地域及び鴻巣市と接する北東地域が浸水すると想定されている。

そのため、本市は、洪水浸水想定区域内の住民を安全に避難させるために、気象情報及び水防情報などをいち早く入手し、迅速に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等を発令するとともに的確な避難誘導を行い、加えて避難支援等関係者による避難行動要支援者の避難誘導により避難所への安全避難を実施する。

なお、洪水浸水想定区域内の住民が、最寄りの避難所（指定緊急避難場所）への避難が時間的に間に合わない場合や夜間の避難など無理な避難所への避難は避け、自宅や隣接建物の2階（あればそれ以上の階）などへ緊急に避難（垂直避難）するよう、日頃から安全確保についての広報を実施する。

《参考》

◆「垂直避難」について

垂直避難とは、災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難することを言う。例えば、水害の場合、自宅や隣接建物の2階などへ緊急に避難する、あるいは土砂災害の場合、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することをいう。

なお、国土交通省では2013年3月に「洪水ハザードマップ作成の手引き」の改定を行い、従来のハザードマップでは浸水の目安に応じて5段階としていた浸水深ランクを3.0m以上（2階浸水）、0.5m～3.0m未満（1階床上浸水）、0.5m未満（1階床下浸水）の3段階に簡素化して表示し、浸水深0.5m～3.0mの区域では「避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待避」などとしている。

(2) 水害対策の目標

近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、比較的頻度高く発生する内水はん濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するため水防体制の強化、水防用資機材の整備を推進するとともに、河川整備及び雨水排水事業を推進し浸水被害の軽減を図る。

また、荒川決壊に伴う外水はん濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するとともに、住民への情報伝達手段の整備・拡充、状況に応じた迅速な高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発令、それに伴う自主防災組織など地域コミュニティと連携した指定緊急避難場所への避難誘導など、洪水浸水想定区域内の住民の安全を図るものとする。

3 土砂災害

(1) 土砂災害対策の基本的考え方

土砂災害は、基本的に地震災害と異なり前ぶれもなく突然発生することではなく、台風や集中豪雨などによってもたらされる。

そのため、市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報や土砂災害情報等を収集するとともに、遅延のない住民への情報の提供を行い、必要に応じて迅速な避難所の開設を行うものとする。

(2) 土砂災害対策の目標

避難に際しては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本であることから、気象情報や土砂災害警戒情報、現地からの予兆現象等の収集などにより、災害発生のおそれのある時期を見越すとともに、特に避難行動要支援者に留意し、避難の開始が豪雨時や夜間に及ばないように高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発令に努める。

また、市が作成した「土砂災害ハザードマップ」を活用し、市内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性及び早めの避難による安全確保などについて市民への周知に努める。

4 広域応援に関する方針

本市は災害リスクの少ない地域と考えられているが、東日本大震災の教訓である「想定外は許されない」の考えのもと県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月、埼玉県）によると、これまで発生したことはないが「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市においても甚大な被害の発生が想定され、これに対応するためには、災害予防、応急対策いずれにしても本市の防災能力だけでは限界があると考えられる。そのため、広域的な応援が必要不可欠と考えられ、広域的な防災協定の締結等を推進しているところである。

それに対して、最も切迫性が高く比較的被害も大きいことから防災対策の対象としている「東京湾北部地震」が発生した場合、首都圏全体では 3 万人以上の重傷者の発生が予測されているが、本県では県下全域で 7,215 人の負傷者、本市でも 2 人の負傷者（死者 0 人）と比較的被害は少ないと予測されている。

そのため、埼玉県地域防災計画では、比較的被害が少ないとされる本県が、全国からの応援業務の拠点として積極的な広域支援を行うものとしている。

本市においても、「東京湾北部地震」が発生した場合は、防災体制をいち早く整えるとともに、県と連携して積極的な広域支援を行うものとする。

また、荒川の決壊による水害についても、国土交通省関東地方整備局の「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」によると、本市の上流域の市町、対岸に位置する市町は、本市に比べ大きな浸水被害の発生が予測されている。

そのため、本市は、これら市町からの避難者を受け入れるなどの支援を行うものとする。